

日本丸メモリアルパーク緑地利用のご案内(行事)

令和元年 9 月改訂

※令和元年 10 月 1 日以降の受付日から適用します。

日本丸メモリアルパーク緑地(アリーナ・小アリーナ・芝生広場・訓練センター上部・北回廊前等)の利用に際しては、以下に同意の上、お申し込みください。

(ご利用の都度、最新版をご確認ください。)

1 利用可能日

帆船日本丸・横浜みなと博物館営業日

(当共同事業体の事業や施設整備等が行われる場合を除く。)

※どちらか一方の営業日の場合も可

2 利用時間(準備・撤去を含む)

9:00~17:00 ※基本利用許可時間

3 利用許可基準

日本丸メモリアルパークは、国指定重要文化財の帆船日本丸及び旧横浜船渠株式会社第一号ドックと横浜港の歴史と役割を伝える横浜みなと博物館を擁する施設です。海事思想の普及や横浜港の振興や賑わいづくり、青少年の育成に寄与する行事やイベント等を行う場合にご利用いただけます。

4 利用申請に必要な書類

- (1) 緑地内行為(行事)許可申請書(以下、「申請書」という。)
- (2) イベント内容のわかる計画書
- (3) 会場図(一般通行者、及び緊急車両の動線が入ったもの)

5 利用申請と手続き

- (1) 申請については、利用希望日の 6 か月前の同日から 1 か月前までお受けします。
- (2) 「4 利用申請に必要な書類」をご提出ください。内容によっては別途資料の提出をしていただきます。必要な書類が揃ってから審査をいたします。
- (3) 当共同事業体が利用目的等を審査し、利用許可の可否を判定します。
- (4) 許可を行わない場合の理由については開示いたしません。
- (5) 許可後、警備誘導計画(緊急災害時の対応方法を記載したもの)を提出していただくことがあります。
- (6) 消防署へ催し物開催届を提出し、写しを共同事業体へ提出してください。

6 利用料金について

- (1) 緑地の利用料金は【別表 1】、【別表 2】、貸出備品及び料金は【別表 3】のとおりとなります。
- (2) 利用料金は、当日までに現金での支払いとなります。
- (3) 利用者の責によらない天変地異や不測の事故・災害で利用が不可能となった場合、当共同事業体が判断し、利用料金を請求しないことがあります。

7 利用の変更・取消しについて

- (1) 利用日の 2 か月前の同日以降の取消しは、利用料金(貸出物品等を含めた全体の料金。ただし、電源・水道・駐車料金は除く。)の 30%を請求いたします。
- (2) 利用日の 1 か月前の同日以降の取消しは、利用料金(貸出物品等を含めた全体の料金。ただし、電源・水道・駐車料金は除く。)の 60%を請求いたします。
- (3) 利用日を含んで 15 日前以降の取消しは、利用料金(貸出物品等を含めた全体の料金。ただし、電源・水道・駐車料金は除く。)の 100%を請求いたします。

8 利用の制限

次の利用方法・内容のものは許可しません。

- (1) 内容が公序良俗に反するもの。
- (2) 宗教の布教目的のためであるもの。
- (3) 営業行為や営利活動のみを主たる目的とするもの。
- (4) アルコール提供を主たる目的とするもの。
- (5) 長期にわたり利用するもの。
- (6) 大音量等周辺施設への影響がある場合。
- (7) パーク来場者及び緊急車両の動線が確保できないような利用。
- (8) 設置物、樹木等緑地が損壊する恐れのある利用。
- (9) 芝生への重量物の設置、車両の乗り入れ等を行うもの。
- (10) 利用希望者が提出したイベント事業計画の資料と乖離又は虚偽があった場合。
- (11) その他、緑地の管理上支障があるもの。

9 反社会的勢力の排除

- (1) 申請者及び実質的な運営に関与する者等申請内容に関係する者が、反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体又はその構成員、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロなど暴力、威力、脅迫的言辞や詐欺的手法を用い不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体もしくはその構成員又は個人。以下「反社会的勢力」という。)ではないこと。
- (2) 反社会的勢力を利用しないこと。
- (3) 反社会的勢力に財産的利益又は便宜を供与しないこと。
- (4) 実質的に運営に関与する者が反社会的勢力と親密な交際や密接な関係がないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 8 条第 2 項 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表、主催者その他の構成員又は該当構成員を含む団体でないこと。

10 許可の取消し

以下に該当する行為があった場合は、直ちに許可を取消し、利用料金の100%をキャンセル料金として申し受けます。

- (1) 本利用のご案内に違反した場合
- (2) 申請書に記載の目的と異なる利用が確認された場合
- (3) 利用許可を第三者に譲渡・転貸した場合
- (4) 危険物を持ち込んだとき
- (5) 9(1)、(4)及び(5)で規定する団体等と当共同事業体が認めた場合

11 その他

- (1) 緑地の利用中(搬入搬出を含む。)の人的及び物的損害(貸出備品を含む。)に対する賠償責任は、全て利用者の負担となります。
- (2) 利用期間中、責任者は必ず会場内に常駐し管理をお願いします。盗難等事故についての責任は当共同事業体では一切負いかねますのでご了承ください。
- (3) 日本丸メモリアルパーク内での屋外広告物等の設置については、当共同事業体との事前調整が必要です。また、施設所在地は、「みなとみらい 21 地区屋外広告物規準」の適用地区となっているため、横浜市他との調整が必要になります。無断で取り付けをしないでください。
- (4) 利用以前の荷物の搬入、配送、お預かり等はお断りしています。
- (5) イベントのチラシ、配布物等に帆船日本丸・横浜みなと博物館の画像を使用する場合、また日本丸メモリアルパーク内での撮影(静止画・動画)、貸会議室利用については事前に調整が必要です(有料)。
- (6) 利用後は利用者の責任において清掃し、ゴミ等は全てお持ち帰りください。特に清掃の必要が生じた場合は、別途清掃費用を請求します。
- (7) 未成年者の利用申請は保護者の同意を得てください。

【別表 1】9:00～17:00

単位:円

区分	大きさ・広さ (㎡)	タイプ A ※1 1日 60円/㎡	タイプ B ※2 1日 15円/㎡
アリーナ(屋外ステージ前)	1,500	90,000	22,500
北回廊前	800	48,000	12,000
小アリーナ(ランドマーク側)	440	26,400	6,600
訓練センター上部 ※3	400	24,000	6,000

※1 入場料・参加者出展料他を徴収する場合、スポンサーがいる場合、物販を行う場合等。

※2 ※1がない場合

※3 イベント内容によっては訓練センター(会議室)をご予約いただきます(別途有料)。

※日本丸メモリアルパーク内の上記以外の場所をご利用の場合はご相談ください。

【別表 2】9:00～12:00(午前利用許可時間)

単位:円

区分	大きさ・広さ (㎡)	タイプ A ※1 1日 60円/㎡	タイプ B ※2 1日 15円/㎡
アリーナ(屋外ステージ前)	1,500	45,000	11,250
北回廊前	800	24,000	6,000
小アリーナ(ランドマーク側)	440	13,200	3,300
訓練センター上部 ※3	400	12,000	3,000

※1～※3 別表 1 に準じる。

※12:00 を超える場合は【別表 1】の料金になります。

※日本丸メモリアルパーク内の上記以外の場所をご利用の場合はご相談ください。

【別表 3】貸出備品利用料金(税込)

単位:円

区分	数量	1日料金
テントセット(おもり 8 個付) ※設営が必要な場合は別途有料です。	1 張	11,000
テントおもり	1 個	330
長机	1 脚	500
パイプ椅子	1 脚	220
コードリール	1 個	830
ポータブルスピーカー・ワイヤレスマイクセット(2 本)	1 組	4,400
マイクスタンド	1 本	330
機材持込による電源使用	1 箇所	550
水道使用	1 箇所	550

※全て原状に戻してください。

※イベント内容により、別途料金(警備費、作業費、手数料等)が必要な場合があります。